

ブライドウェル矯正院の内と外

——一六世紀後半のロンドンにおける道徳の取締り——

乳 原 孝

一 はじめに

一六世紀以降のヨーロッパ諸都市はその貧民問題に対する対策として、彼らにある施設に監禁し、強制労働を課するという政策を取るようになる。ミシェル・フーコーは、「治安」の観点に基づいた、貧民などのこうした監禁の現象を「大いなる閉じ込め」と呼び、西洋近世を彼ら「非理性」の者たちが監禁施設の中に排除される時代として設定した^①。この議論は貧民問題に関わる歴史家たちにも影響を与え、ギュットン^②、ゲレメク^③、リスとソリー^④などは、西洋諸国の様々な監禁施設の例を挙げてこの問題を論じている。ギュットンは、「閉じ込め」だけが唯一の貧民政策ではなく、伝統的な貧民救済も根強く存続しているので、「大いなる閉じ込め」といった議論は偏った見方であるという批判をおこなってい

る^⑤。確かに、都市に居住する貧民すべてが監禁されたわけではなく、またそれが唯一の政策でもなかった。しかしながら一六世紀以降の多数のヨーロッパ諸都市において監禁施設が設立されていくことは事実であり、西洋近世に概ね共通の経験として、この監禁の現象が貧民問題に関してのみならず、近代社会の形成において有する意味を明らかにすることは重要であると考えられる^⑥。

そうした問題を考察する際に、まずもって為されねばならないことは、個々の監禁施設の実証研究であり、またそれらの比較研究である。本稿において論ぜられるロンドンのブライドウェル・ホスピタルは、一五五三年に設立され一五五六年から運営されるが、フーコーによる「閉じ込め」論以降、このような監禁施設の最も初期のものの一つとして考えられている。例えばゲレメクは、浮浪民や怠惰な者に労働を課して矯正する、「労役場」あるいは

「矯正院」の先駆的役割を果たした施設としてブライドウエルを捉えている^⑦。またリスとソリーは、より懲罰的性格の強い、最も初期の「閉じ込め」の施設として見なしている^⑧。しかしながらブライドウエルはこれまで、その収容者に関して、あるいはまたその運営の実際について、十分な実証的研究が為されてきたとは言えないのである。この施設は元来、イギリスにおける救貧史の研究において、また監獄史の研究において言及されてきた^⑨のではなく、研究文献としてはコーブランドやオードノヒュー^⑩による古典的著書などに限られ、十分な実証を伴わずにブライドウエル像が形成されていた^⑪とも言っても過言ではないのである。つまりブライドウエルは浮浪民対策の施設として設立され、怠惰な浮浪民や淫らな売春婦に労働を課して矯正し、また貧民の孤児に職業訓練を施すが、後には単なる懲罰機関に変化するものとして捉えられてきた。このようなブライドウエル像は、西洋近世に特徴的な「貧民の閉じ込め」の問題との関係において、実証的に再検討されねばならないと思われる。

筆者は以前の拙稿^⑫において、ブライドウエルの「法廷記録」^⑬の残存する第一巻（一五五九―六二年）の分析に基づき、開設当初のこの施設の性格・機能を考察した。「法廷記録」はブライドウエルに連行されて来た者の取り調べや処罰の決定などを記録した

ものであるが、ブライドウエル研究にとって最も重要なこの史料も、A・L・ペイアーによるイングランドの浮浪民問題の研究^⑭などにおいて用いられてはいるものの、その十分な分析は行われていないのである。本稿は、「法廷記録」の第二巻（一五七四―七六年）と第三巻（一五七六―七九年）の分析に主として基づいているが、第一巻も含めて、一六世紀後半のロンドンにおいてこの施設が果たした役割を明らかにし、「貧民の閉じ込め」の問題に對し、その考察のための一つの個別研究を成すことを目的とするものである。

拙稿において主に主張されたことは、第一に、ブライドウエルが対処したのは浮浪民だけではなく、様々な軽犯罪者が対象になっており、性犯罪や占有奪取の容疑で連行されて来た者の方が、数の上では浮浪民よりも多かった点である。従って、少なくとも開設当初の時期においては、ブライドウエルがまずもって浮浪民を対象にした施設であるとは言えないことになる。第二に、ブライドウエルは浮浪民の怠惰のみではなく、性道徳を含めた一般民衆の道徳の「欠如」を取り締りの対象にしている、処罰、強制労働を通して、民衆を道徳化していくための世俗施設として捉え得ることである。

結論から述べると、これらの論点は上記一五七〇年代の法廷記

録第二巻、第三巻においても確認、補強されることができると。ブライドウェルは、従って、浮浪民対策の施設というよりも、より広く民衆の道徳化を目的とする道徳上の矯正施設として捉えらるべきだと思われる。本稿ではその点を更に論じたいが、民衆とこの施設との拘わり、つまり民衆の密告や依頼による道徳違反者の処罰・矯正の問題に焦点を合わせ、当時のロンドン社会におけるこの施設の位置付けを試みたいと思う。また拙稿で扱い得なかった、施設内の労働、施設の財源、そして開設当初と比較しての施設の運営上の変化についても触れたいと思う。

① ミシェル・フーコー、田村假訳『狂気の歴史』新潮社、一九七五年、第一部、第二章。

② J.-P. Gutton, *La société et les pauvres en Europe, XVI^e-XVIII^e siècles*, PUF, 1974, pp. 122ff.

③ B. Gremek, *La polence ou la pitié*, Gallimard, 1987, pp. 263ff., プロニスワフ・ゲレメク、早坂真理訳『憐れみと縛り首』平凡社、一九九三年、第五章。

④ C. Lis and H. Soly, *Poverty and Capitalism in Pre-Industrial Europe*, Harvester Press, 1982, pp. 116ff.

⑤ J.-P. Gutton, op. cit.

⑥ 「貧民の閉じ込め」の問題に関しては、拙稿『労役場と慈善学校——西欧近代初頭における貧民の『閉じ込め』をめぐって——』『人文論究』第三八巻、第三号、一九八八年十一月。同『西欧近代初頭における貧民の閉じ込め——ルーアン市の場合——』『関学西洋史論集』一七号、一九八九年六月、も参照されたい。

⑦ B. Gremek, op. cit., pp. 274-277. 邦訳『二九八—三〇一頁』。

⑧ C. Lis and H. Soly, op. cit., p. 118.

⑨ 例へば、E. M. Leonard, *The Early History of English Poor Relief*, (1900), Frank Cass, repr. 1965, pp. 36 ff.; W. K. Jordan, *The Charities of London 1480-1660*, (1960), Archon Books, repr. 1974, pp. 193-195.; P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England*, Longman, 1988, passim.

⑩ 例へば、S. and B. Webb, *English Local Government*, Vol. 6, (1922), Frank Cass, repr. 1963, pp. 12 ff.; M. Ignatieff, *A Just Measure of Pain*, Penguin Books, 1978, pp. 11-12.; C. Harding, et al., *Imprisonment in England and Wales*, Croom Helm, 1985, pp. 67ff.

⑪ A. J. Copeland, *Bridewell Royal Hospital*, London, 1888.

⑫ E. G. O'Donoghue, *Bridewell Hospital*, 2 vols., John Lane, 1923-1929.

⑬ 拙稿『十六世紀中華のブライドウェル・ホスピタル——その法廷記録（一五五九—一五六二年）に基づく——』『西洋史学』第六十七号、一九九二年十二月。

⑭ *Bridewell Hospital Court Books*, vols. 1-10, 1559-1659, Guildhall Library, MF. 510-515.

⑮ A. L. Beier, "Social Problems in Elizabethan London", *The Journal of Interdisciplinary History*, Vol. 9, no. 2, 1978.; A. L. Beier, *Masterless Men*, Methuen, 1985. 同、I. W. Archer, *The Pursuit of Stability: Social Relations in Elizabethan London*, Cambridge UP., 1991. も参照。

⑯ 法廷記録はこの後欠落しており、第四巻は一九〇年代末以降の記事を収めている。

二 法廷記録第二巻と第三巻

法廷記録第二巻には一五七四年三月から七十六年五月まで、第三巻にはそれに続く七十六年五月から七十九年一月までの記事が収められている。収録記事の件数は、第二巻が二一九〇件、第三巻が三二〇七件である。これらの記事には、法廷の開廷日と出席理事の名を記した記事などの取り調べとは無関係の記事や、目撃者などの証言を記録した記事、また同一人の同一事件の審理を二回以上に互って記録した記事なども含まれているため、実際の容疑者数は第二巻が一四五二人、第三巻が二三七二人である。拙稿で扱った第一巻と同様に、これらの「裁判記録」には、ブライドウェルに連行されて来た者の氏名、身分、連行して来た者の氏名、犯罪の内容、処罰の種類などが記されているが、第一巻との相違は、週二回開かれる法廷の開廷日と出席理事の名を記した記事の後に、その法廷において審理された各事例の記事が続くといった形式を取っており、従って各記事には日付が付されていないことである。

第一巻と同様に、犯罪の種類は四つに大別される。すなわち性犯罪、浮浪・物乞い、占有奪取、その他、である。性犯罪では売春が最も多く、その他、売春の斡旋、婚外交渉、子供を持つ、あ

るいは妊娠中の未婚女性、男性同性愛、重婚、性的不品行、レイプなどである。浮浪民と物乞い者は一括して扱われている。浮浪民 *vagabonds* とは、職を持たず、また主人のいない状態 *masterless* で放浪する者を指し、物乞い者 *Beggars* とは、この場合は、許可証なしで物乞いしたり、あるいは偽造許可証により物乞いする者である。両者共、違法者である。他人の持ち物を奪う占有奪取には、窃盗、掏摸、徒弟・召使いによる親方の金や持ち物の消費、詐欺などが含まれている。そしてその他の犯罪には、徒弟・召使いが親方の下から逃亡する事例、また親方に対する反抗、酔っ払い、近所迷惑、怠惰で仕事をしないケース、他人に対する中傷、などの軽犯罪あるいは道徳違反が含まれている。また連行されて来た理由が記載されていないかったり、史料の保存状態が悪く、判読が困難な記事は不明とした。そしてそれぞれの犯罪の容疑で尋問された者の人数と全体数に占めるその割合が、年度毎に表において示されている。複数の犯罪容疑で取り調べられた者は、それぞれの犯罪毎に数えられている。これには、第一巻のデータも加えられているが、第一巻の一五五九年度と第三巻の一五七九年度は、史料が年度全体をカヴァーしていないため不完全である。

犯罪の種類別の容疑者数に関するこの基礎的データを見て明らかなのは、浮浪民・物乞い者の人数が増加し、一五七〇年代に入

年度毎の容疑者数と全体に占める割合

（単位：人）

	性 犯 罪	浮浪・物乞い	占有奪取	そ の 他	不 明	全体数
(1559年度)	197(43.5%)	74(16.3%)	77(17.0%)	122(26.9%)	17(3.8%)	453
1560年度	213(41.3%)	67(13.0%)	117(22.7%)	141(27.3%)	13(2.5%)	516
1561年度	243(38.9%)	103(16.5%)	98(15.7%)	200(32.1%)	73(11.7%)	624
1574年度	285(54.2%)	81(15.4%)	80(15.2%)	78(14.8%)	40(7.6%)	526
1575年度	414(49.4%)	161(19.2%)	129(15.4%)	158(18.9%)	40(4.8%)	838
1576年度	468(56.5%)	186(22.4%)	94(11.3%)	105(12.7%)	33(4.0%)	829
1577年度	265(55.0%)	88(18.3%)	31(6.4%)	89(18.5%)	37(7.7%)	482
1578年度	304(47.5%)	179(28.0%)	28(4.4%)	123(19.2%)	25(3.9%)	640
(1579年度)	220(43.2%)	189(37.1%)	33(6.5%)	86(16.9%)	17(3.3%)	509

ると、占有奪取の容疑者を上回り、全体に占める割合も概ね高くなっていくことである。このことは一般に言われるように、一六世紀後半から一七世紀前半にかけて、他のイングランド諸都市と同様に、ロンドンに流入する浮浪民が増加すること（を示すものである。また占有奪取の容疑で連行された者の割合が、一五七〇年代には低下していくことも分かる。しかしながら最も顕著なのは、性犯罪の容疑者の多さであり、一五七〇年代には五〇％を超える年度も見られることである。第一巻に示されている、開設当初の場合と同様、七〇年代になってもやはりブライドウェルは、性犯罪の取締りに執着していたように思われる。この点から史料の事例を挙げて論じていきたいと思う。

① 第一巻の内、一五六二年度は約三箇月間の記録しか取められていないので割愛した。

② P. Slack, op. cit., pp. 44-45; A. L. Beier, *Masterless Men*, p. 16.

三 性 犯 罪

ブライドウェルが何故性犯罪の取締りに熱心であったかの理由の一つは、婚外交渉による私生児の誕生を予防したいという当局の世俗的意志が働いているためである。私生児は救済の対象になる可能性があり、市の経済的負担が増加するからである。従ってブライドウェルは、婚外交渉によって子供ができた女性を尋問し、

その子供の父親を特定して、その父親に子供の養育を命じるのである。それが不可能な場合は、大抵はその女性の親類の中から、子供の養育を保証する人物を決定する作業を行う。このような手続きは、婚外交渉によって妊娠したかどうかまだ不明であっても取られる場合がある。例えば次の事例のようにである。

トーマス・リスター マーガレット・ローズなる者と性関係を持った廉で送られて来た。彼と彼女の二人とも、そのことを自由している。裁定が下され、もし彼女に子供ができれば、出産の間、彼は同マーガレット・ローズの世話をし、その子供が市の負担にならないように、その子の面倒を見ることを保証すること。そして更に裁定がなされ、彼は次の土曜日に再び出廷すること、またその間に、彼はそのマーガレットと結婚することを保証し、また彼女の義理の父親が、市に負担をかけないことを保証すること。〈Vol. 2, 1574/1/26〉^①

このように、女性が妊娠している場合を想定して、将来その子供が市の救済の対象になることを前もって予防しているのである。こうした周到な予防措置は他の記事にも見られ、私生児が市の負担になることを避けたいという、当局の強い意志を確認すること

ができる。

しかし性犯罪の取締りは、市の財政上の理由からばかりではなく、道徳の領域への広がりを持つことは明らかである。それは具体的な犯罪容疑によってではなく、単なる性的不品行「lewd」という理由で連行される事例に表現されている。またそれはそもそも、ブライドウェルの理事たちに与えられている権限に、より端的に示されていたのである。つまりブライドウェルの理事には、「淫らでまた怠惰であるように思われるあらゆる疑わしき者たちを、ブライドウェルに連行し、取り調べ、自己の判断に従ってその者を罰する権限」^②が与えられていた。ここに示されている、「淫ら」lewd や「怠惰」idle という曖昧な取締り対象によって、違法行為のみならず道徳領域に対する取締りが明確に表明されていると言えるであろう。財政負担増の抑止が当面する課題であったとしても、ブライドウェルが取締ろうとしたのはむしろ性に対する道徳であり、その欠如する者に対する処罰、矯正が問題とされていたように思われる。

ブライドウェルの法廷記録を見る限り、当時のロンドンにおける性の取締りは厳しかったように思われる。結婚する意志のある男女でも、その交際は制約されており、性関係を疑わせるような行為は当局の取締りの対象になるだけではなく、近所の者たちの

非難、密告の対象にもなり得るのである。次の事例を見てみよう。

メアリー・スキナー セント・ジャイルズ・イン・ザ・フィ
ールドのベイリフ・コンスタブルと他の近所の者たちによって
連れて来られた。というのは、彼女は仕立て屋のジョン・ブレ
イなる者と、二晩を除いて、過去三週間継続して共に過ごした
からであり、そのことは二人とも自由している。そして彼ら二
人とも、互いに結婚する意志のあることを申し述べている。そ
してまた、彼女の女中のアグネス・バーナブルは、彼らがこの
二週間共に生活していることを証言している。そのため、メア
リーとジョンは同様に、この法廷において懲罰を受けた。そし
てまた以下のことが命じられた。すなわち、セント・アンドル
ー教区のハイ・ホーボーンの矢作り職人であるウィリアム・デ
イッカーズと、織物職人のトーマス・キャッスル、そして前記
のジョンは、同ジョンが今度のクリスマスにおいてか、あるい
はそれ以前に、同メアリー・スキナーと結婚することの保証と
して、また同ジョン・ブレイがその間、いかなる時もメアリー
と違法に交際しないことの保証として、二〇ポンドを立てるこ
と。〔Vol. 2, 1575/11/12〕

このように、未婚の男女の交際に関しては厳しい規制が成され、
婚前交渉の無いように保証人が立てられているが、ここで問題に
なるのは、コンスタブルと共に近所の者たちが彼女を連行して来
た事実である。一般民衆にとっては当局の世俗的利害とは無縁で
あるので、こうした場合には、性をめぐる違法行為や道徳違反
に対する非難が表明されていて、ブライドウェルがそうした違反
に対処する機関であるという認識が、当時のロンドンにおいて広
く定着していたことを示している。次の例は、女性の不貞あるい
は売春行為を隣人が目撃して密告し、逮捕、連行に至る事例であ
る。

アン・ルウィス ブロークン・ウオーフのパン屋であるロバ
ート・ルウィスの妻。売春婦としてコンスタブルによって連れ
て来られた。そのアンの隣の家に住むトーマス・デイヴィスの
妻であるジョアン・デイヴィスが証言したことには、先週の木
曜日、七月一九日の朝に、彼女は自分の家にいたのであるが、
そのアンとバーテンのジェンキン・ヒューズ、別名ウィリアム・
ジェンキンとがベッドを共にし、いかがわしい行為をしている
のを、壁越しに目撃した。そしてそのことによって、彼らを抑
まえたのである、と。そしてまた二人以上の彼女の隣人たち

が証言することには、彼女の夫が外出している時、色々な者たちが何度も彼女の家に來ては、夜の一時や二時に不審にも彼女と二人きりでいたのである。そしてその隣人たちは、彼女にたびたびそのことを警告してきたのであるが、彼女はやめようとはしない、ということである。そのアンとジェンキンは、實際、申し立てられた通りに、罪を犯したことを自白した。彼女は懲罰を受け、労働につかされた。〈Vol. 3, 1576/7/21〉

先に引用された記事と同様に、この事例に見られる懲罰とは鞭打ちを指すものと考えられ、そうした懲罰の後にこのケースでは強制労働が課されている。また、隣人たちはたびたびこの女性に違反行為をやめるように警告してきたと書かれている。この記事の他にも、男性が女性を同居させていることに対し、近所の多数の者たちがブライドウェルに來て彼らを非難するといった記事^④など、類似した事例は少なくない。このように、性的違反行為に対する非難が民衆レヴェルにおいても一般に見られ、ブライドウェルがそうした違反者を処罰、矯正する施設であるという認識が彼らの間で成立していたと言えるよう。

だが、このように性の取締りが行われているその一方で、ロンドンには多くの売春宿が存在していたことは事実であり、法廷記

録にはそうした売春宿に関わる記事も少なくない。そのような売春宿を、一般民衆がブライドウェルに密告する場合もある。例えば次のようにである。

ウィリアム・フルウッド、ジョン・メイソン、ウィリアム・レック、エリザベス・ベッドバウ ロング・レインの住人たちが、様々な他の者たちが、当所におき不平を訴えた。すなわち、トットウルの妻はロング・レインの自宅において、最も忌まわしい売春宿を営んでおり、一日に六〇人から八〇人の男たちが、売春の目的で毎日そこにいる四・五人の売春婦と関係している。そして、色々な若い男女がそこで病氣になったり、傷をおったりしている、と。〈Vol. 3, 1579/6/20〉

勿論、見近かの違反行為を看過することも普通であったことは想像されるが、このように、性的違反行為をブライドウェルに対し非難、密告する動きが、民衆レヴェルにおいても存在したことは事実であり、このことは性道德の取締りに民衆自身も参与している面があったことを示している。中には、身内の者が誰かを連行する場合もあったのである。次の記事は、夫が妻の不貞を訴えて、ブライドウェルに連行した事例である。

モードレン フリート通りの仕立て屋であるトーマス・ホッ
ジスの妻。彼女の夫によりここに連れて来られた。というのは、
シャンブルズのメリヤス商であるレイン氏の召使いのエイベル
・ボーンなる者が、彼の留守の間に彼の家に通い、その者を彼
女は家のベッドに寝かせ、あたかもその者が病気であるかのよ
うに上掛けの下に隠し、ついには彼女とその者が互いにキスし
ているところを見つけられたからである。そして彼女は、誰に
も自分たちのことを見られないように、ドアの前にシーツを掛
けていた。立証された通りに彼女は、部屋に二人きりでいたこ
と、またシーツがドアの前にあったことを告白した。しかし彼
女は、シーツは濡っていて乾かすために掛けてあったと語った。
〈Vol. 3. 1579/5/20〉

この女性はこの後の取り調べで不貞を全面的に告白し、懲罰を
受けた後、夫の下へ釈放されている。

以上のように、ブライドウェルは売春婦に限定されない一般民
衆の性道徳を取締りの対象にしていた。そして民衆自身もそうし
た取締りに拘わっている面があったのである。このことは怠惰の
取締りに関しても同様であった。次にその問題に移りたい。

① 法廷記録第二巻と第三巻はフォリオの判読が不可能なので、引用記

事の出典は審理された法廷の日付で示すことにする。

② 例えば、「マーガレット・ブラット オールダースゲイト内区に住
む」・「ブラットの妻。一五五九年九月二七日に当所に連れて来
られた。というのは、彼女が淫らで下品な女であるとの嫌疑を掛けら
れたからである。そして当所において取り調べられ、自身の性的不品
行を告白した。しかし今回が初回であったので、当所で懲罰を受け、
釈放された。」(Vol. 1, fol. 25b. 〔内は空白。])

③ *Ordnances and Rules for the Government of the House of
Bridewell*, 1552, British Library, Sloane MS. 2722, fol. 2b.

④ 第二巻、一五七五年九月二四日のラルフ・リーの記事。

四 怠惰と反抗

怠惰の矯正は本来、ブライドウェル設立の主要目的であった。

それは市当局及び市民たちが浮浪民問題の原因を怠惰に帰し、そ
の解決策をブライドウェルにおける労働に求めたからである。こ
の施設の創設のため、エドワード六世にブライドウェルの王宮の
提供を市民たちが嘆願した際にも、怠惰に対する非難が明確に表
明されていた。つまり、怠惰は「物乞いやあらゆる不幸の原因で
あり、そこにわれわれを導くもの」^①なのである。また創設後にお
いても、ブライドウェルは「特に怠惰を断罪するために設立され
た」^②ことが強調されている。

従来、浮浪民に対しては、「救貧法」に基づいて厳しい措置が

取られてきた。一五三一年には、許可証なき物乞い者や浮浪民に對して、「血が出るまで」鞭打ちを行い、その後生地か三年以上居住した最後の居住地に送り返すことが定められている。一五三六年にはその再犯者に対して耳の一部を切断し、また再々犯は四季裁判にかけられ、有罪ならば死刑とされた。一五四七年には、怠惰な浮浪民にVやSの字を焼き印し、誰か望む者の奴隸にするという極端な法令も成立している。^③ 浮浪民に対して繰り返し定められたこのような厳しい法令は、当局が如何に浮浪民の増加に苦慮していたかを示すと同時に、それらの法令があまり効果的なものではなかったことを物語っている。そのため、怠惰な浮浪民を単に罰するだけではなく、労働を通して労働習慣を身に付けさせるという考え方が持たれるようになるのである。ブライドウェルはそうした必要に應えるべく、怠惰な浮浪民に強制労働を課して道徳的に矯正し、また職を望む者に対しては仕事を与えるという名目の下に設立されたのである。それで巡察官 Beadle が市内を巡回し、浮浪民を搜索してブライドウェルに連行することになった。このような浮浪民狩りは、大市が開催される時に集中的に行われることもあり、例えば法廷記録第三卷の一五七九年八月二十六日の記事には、大市からジョン・スタイル以下一七名の浮浪民が連行され、強制労働につかされたことが記録されている。^④

浮浪民問題に起因する怠惰に対するこのような非難は、しかしながら、浮浪民・物乞い者のみに限定されたのではない。つまり、徒弟、召使い、職人などを中心にした下層の労働者層全体がその対象になっていき、怠惰で仕事をしない者なら誰でもブライドウェルでの処罰、矯正の可能性に晒されるようになったのである。道徳矯正施設としてのブライドウェルのこうした側面が明確に示されるのが、身内の者の依頼により、本人を処罰、矯正してもらうという事例においてであろう。例を幾つか挙げていこう。

ロバート・ペイカー セント・ジャイルズ・イン・ザ・フィールズに居住。その住民によって当所に送られて来た。というのは、彼は自身の生計を得るために働こうとはしないからである。彼の言によると、彼は織物職人であるが、この二年間は仕事をしていない。彼は彼の妻と、妻の母親から、不平を申し立てられている。彼は労働につかされた。〈Vo. 3. 1578/116〉

この職人は、仕事をしないことに対する妻と妻の母親の不平に基づき、住民によって連行され、施設内の強制労働につかされている。

デリック・ヘインズ サザックのバトル・ブリッジの草仕上げ工であるジョン・ホランダーと、彼の隣人であるギャレット・ホランダー、またそこに住むピーター・スタッペン、彼らは彼の友人でもあり親戚でもあるが、その者たちによって当所に連れて来られた。というのは、彼は大変品行の悪い少年であり、親方に付いて働こうとしないからである。そのことを彼は否定していない。そして彼らは、彼が懲罰を受け、当所において労働させられることを望んでいる。そして彼らは当所における彼の料金を支払うつもりであり、前もって一カ月分として七シリングを支払う。彼は懲罰を受け、労働につかされている。〈Vol. 3, 1579/8/27〉

この記事は少年を対象とした事例であるが、親類の者が連行し、料金を支払って矯正を依頼している。ブライドウェルの収容料金は通常一日三ペンスであるが、そうした料金を支払ってでも身内の者の矯正を願う事実があったのである。次の記事も、息子が怠惰で両親に対して反抗的であるため、その両親の依頼により、料金を支払って収容・矯正してもらうという事例である。

ジョーゼフ・カウチ ブリッジ区の区法廷査問委員により送

られてきた。というのは、彼は下劣な奴であり、働こうとせず、怠惰にまた浮浪民のように生活し、そして彼の両親に対し非常に下劣に、非常に反抗的に振る舞うからである。彼は当所で懲罰を受け、労働につかされている。その査問委員が約束したことは、彼の父親が彼の料金を支払い、当所で彼を労働させるということである。〈Vol. 3, 1577/1/11〉

このように、性道德の場合と同様、怠惰で働かない者に対する非難は民衆レヴェルにおいても確認され、怠惰な者はブライドウェルに連れて行って、処罰、矯正してもらうことができるという認識が、ロンドン住民の間に持たれていたのである。つまりブライドウェルは浮浪民だけではなく、一般的「怠惰」を取り締まる施設であるという認識が成立していたのである。そして怠惰に対する取締りには、民衆自身も参与している側面があったと言える。

怠惰に対する非難、否定はブライドウェルの中でも機能していて、施設内の労働を熱心に行わない怠惰な収容者や反抗的な収容者は、法廷で再び裁かれて新たな懲罰を受けることになる。例えば、

バーバラ・クレイトン、アグネス・ホジキン、アリス・ピッツ、ジョン・コナウェイは（一五六〇年^⑤）七月二六日に鞭打たれた。というのは、彼女たちはそれぞれ自分の仕事をせず、当所の命令に従わず、言うことを聞かないからである。〈Vol. 1, fol. 98b〉

トーマス・オーウェン 挽き臼の仕事をしないので、懲罰を受け、再び労働につかされた。彼の親方が来週分の食費を支払った。〈Vol. 3, 1579/4/1〉

後者の例に見られる懲罰も鞭打ちを指すものであろう。この記事には、親方が食費を支払ったとあるので、親方に対する反抗や仕事の拒否によって収容されたものと考えられる。徒弟や召使いが怠惰であったり、反抗的であったりした場合、親方が彼らをブライドウェルに連れて来て、矯正を依頼する事例は少なくないものである。恐らくブライドウェルの道徳矯正機能を最もよく利用したのは、親方層であったように思われる。

次の例は、親方に対し反抗的であるため、速くリンカンシャから送られて来ている。

アーサー・ウィルソン リンカンシャのジョージ・ヘニッジ氏の召使い。彼の主人（の依頼）により、ロジャー・セグレイヴによって送られて来た。主人への反抗と主人の下からの逃亡に対し、懲罰を受け、三・四日当所に収容してもらったためである。彼は懲罰を受け、労働についている。〈Vol. 3, 1577/3/1〉

以上のように、ブライドウェルは性や労働をめぐる道徳・倫理、また目上の者に対する服従などの様々な規範を取締り、そうした道徳の「欠如者」に、原則的には労働を通して矯正を施そうとしたわけである。もっとも、収容期間は一般に一週間前後の短期間であり、われわれから見れば、それは「矯正」という名に値するものではなく、その萌芽的な形態でしかないように思われるかも知れない。しかし教会ではなく世俗の監禁施設を通して民衆を道徳化していく試みとして、また類似の施設が多数設立されていく端緒になった施設として、^⑥ブライドウェルの意義は重視されるべきである。

では収容者の道徳矯正のために施設内で行われていた労働とは、どのようなものであろうか。この点については、充分な史料があるとは言い難い。法廷記録においても、挽き臼の場合は明記されているのであるが、他の労働については単に「当所の労働につか

された」と記されるだけであるので、その詳細は不明である。一五五二年のブライドウェル設立嘆願書には、「国王陛下のすべての臣下にとって有益であり、誰に対しても有害ではない」ようないくつかの仕事が提案されている。だが開設後に実際に行われていたと思われる労働については、一五五七年の日付を有する、ブライドウェルの運営規則の後半部の記述に頼るしかない。そこには施設内での労働についての若干の説明が為されているのである。それによると、労働は四つの部門に分かれていて、布作り、釘作り、挽き臼による穀類の粉挽き、パン焼きの仕事がそれぞれ別々の作業場で行われている。

布作りの仕事は、淫らな女性収容者たちが担当し、羊毛の糸紡ぎ、毛羽立てなど、布作りに必要な作業がそれぞれの部屋で行われている。釘作りは特に子供たちの職業訓練として考えられていたようであるが、ハンマーや金敷、ふいごなどの必要器具が備えられ、作られた釘は鉄商のカンパニーが引き取り、適切な代金を支払うことになっている。これは市場価格を混乱させないための措置である。挽き臼とパン焼きの労働、特に挽き臼、は主に浮浪民に課された仕事である。大小二つの挽き臼の設備が設けられていて、大きい方に一〇人、小さい方に八人がつくが、それぞれその半数ずつが共同で臼を回転させ、穀物を粉に挽くことになって

いる。残りの半数の者が怠惰にしないように、タイル・ピンを作る作業が課せられる。穀物は一人一日に二ブッシェルの量を挽くことが求められているが、このことは法廷記録においても確認することができる。ブライドウェルにおいて焼かれたパンは、施設内での消費用に用いられると共に、クライスツ・ホスピタル、セント・トーマスズ・ホスピタルにも供給されることになっている。

それぞれの仕事は雇われた職人が収容者たちに教えることになっていて、作業は注意深く監視され、特に器具や原料が盗まれないように注意が払われる。この時点では四種類の労働しか行われていないが、後にはもっと種類が豊富になったようである。それで一五七〇年代には収容者が、鍛冶屋、絹織物、羊毛の毛羽立て器の製作、手袋製造などの職業の徒弟に出されているし、また櫛、靴、ブラシの製作、など二六種類の仕事が行われるように市議会で定められている。^⑪

ブライドウェルは本来こうした労働を通して、道徳の「欠如する」者を矯正し、職業訓練を施して、彼らが誠実な仕事に就くことを期して設立された施設である。しかしながらこの施設の抱える最大の問題はその財源であり、こうした労働を通しての矯正には費用がかかり過ぎる点であった。そのためにブライドウェルは、

その財源不足から、運営の仕方を変更していかざるを得なかったといふ。

- ① A Supplication, made by the Assent of the Governors of the Poor, in the Name of the same Poor, to the King's Majesty, for the obtaining of the House of Bridewell, 1552, in Thomas Bowen, *Extracts from the Records and Court Books of Bridewell Hospital*, London, 1798, Appendix, no. III, p. 7.
- ② Ordinances and Rules, drawn out for the good Government of the House of Bridewell, 1557, in Thomas Bowen, *ibid.*, Appendix, no. IV, p. 14.
- ③ 「救貧法」に關し、G. Nicholls, *A History of the English Poor Law*, Vol. I, (1854), Frank Cass, repr. 1967, を参照。
- ④ 同時に、プリム・シムズ以下八名の売春婦を進行され、同様の処置を施されている。
- ⑤ () 内は引用者。以下同様。
- ⑥ ロンドンのブライドウェルの影響により、イギリスの他の諸都市にも同様の類似の施設である「矯正院」House of Correction が設立されていく。A. L. Beier, *Masterless Men*, p. 164. 尚、教会裁判所による社会統制に関しては、山本範子「近代初期イギリスにおける教会裁判所と社会統制」『西洋史学』第二一九号、一九九三年六月、参照。
- ⑦ The Declaration of the humble Suit made to the King's Majesty's most honourable Council, by the Citizens of London, 1552, in Thomas Bowen, *op. cit.*, Appendix, no. II, p. 4. 帽子、羽毛ベッドのカヴァー、羊毛の毛羽立て器の製作、針金の引き伸ばし、糸紡ぎ、毛羽立て、編み物、生糸巻ぎ、釘作り、などである。

る。

- ⑧ Ordinances and Rules, drawn out for the good Government of the House of Bridewell, pp. 11 ff.
- ⑨ シモン・セブラス以下六名の者は「挽き臼の労働に就いているが、『挽き臼一日に三ツッシャルしか挽かなので懲罰を受ける』午前六時から午後六時まで一日に二ツッシャル挽くように労働に付された。もし挽かなければ、食事を減らし、懲罰を受けることになる」(Vol. 3, 1578/2/14) といふ。つまり、一人一日に二ツッシャル挽くことが求められていた。
- ⑩ 第二巻、一五七五年六月一六日の記事。
- ⑪ A. J. Copeland, *op. cit.*, pp. 50-51.

五 財源不足と運営上の変化

そもそもブライドウェル設立の費用は、市民たちからの寄付とカンパニーへの課税によって賄われた。またベッドなどの必要設備はサヴォイ・ホスピタルからの提供を受けている。^① W・K・ジョーダンによれば、その設立に際し、総額で一五四ポンドの寄付が集められたとされる。だが施設の運営には相当な財源を要し、平均二〇〇人の収容者を維持するには、年間二〇〇〇ポンドが必要であるという見積りもあった。^② 本来、施設はその収容者の労働による収益によって主として維持されることになっていたが、しかしそれは充分な収益を期待できるほどのものではなかったに違いない。それでブライドウェルはその設立後、慢性的な財政難を

経験することになり、一五七七年には二〇〇ポンド、一五八八年には三〇〇ポンドを市から借金しなければならぬ事態に陥っている。一五九〇年には三七六ポンドの負債を抱え、消滅の危機にあると言われたが、セント・トーマスズ・ホスピタルから毎年二〇〇ポンドの援助金を受けることになり、また市民からの寄付や救貧税などにより、その維持を保っている。^⑤

前述のように、収容者には通常一日三ペンスの料金が課されている。法廷記録第一巻においては、一五六〇年三月頃から翌年の三月頃までの記事に、収容者が釈放の際に支払った金額が記載されているものが散見される。これは収容者全員から徴収されるべきものであり、ブライドウェルにとっては重要な収入源であったはずである。だが、浮浪民などからは事実上徴収不可能であるので、受け取らなかった旨が記録されている記事も多い。それでウエストミンスター矯正院設立助言書には、支払い能力のある者からは一日四ペンス徴収するように助言されているのである。^④その他、富裕な者に対しては罰金刑に処す場合が多いが、それもブライドウェルの財源の一部となっている。例えば法廷記録第一巻に地位の高い人物として、イニシャルだけ記録されているM・M・M氏は二人の売春婦との性関係により、一〇ポンドの罰金を支払っている。^⑤これはブライドウェルの巡察官二人分の年給に相当す

る金額であると思われる。^⑥

一般的に言って、ブライドウェルの財政はその基盤が弱く、寄付などの臨時の収入に頼らざるを得なかった面が強い。それで費用のかかる、労働を通しての矯正という機能が徐々に失われていき、ブライドウェルは単なる懲罰機関へと変わっていくと考えられている。^⑦一七世紀初頭には、改革を唱えるトーマス・スタンレーのグループにその運営を任せため、一時的にブライドウェルは売春宿になってしまふのである。^⑧だがこうした点については、別の機会に論じたいと思う。

このような財源不足を背景として、法廷記録第一巻が対象とする開設当初の時期と比較して、第二巻と第三巻が対象とする一五七〇年代には、ブライドウェルの運営面において変化が見いだされる。前述のように、七〇年代に入って浮浪民の人数が増加していくが、浮浪民の対処の仕方が、それに応じて変化するように思われる。従来、ブライドウェルに連行されて来た浮浪民は鞭打ちの懲罰を受け、その後、施設内の挽き臼の労働につかされていたのであるが、七〇年代の特に末になるにつれて、浮浪民に対し単に鞭打ちの懲罰だけを与え、通行許可証を持たせて釈放するケースが多くなっていく。これは浮浪民の人数が増加し、加えて財源不足から彼ら全員の収容が不可能になってきたためであると考え

られる。そしてロンドン出身の浮浪民のみを収容し、労働させて矯正するという政策が明確に取られていくのである。例えば、次の記事を見ると、

フィリップ・トリケット ごろつき。ブレッド通りの代理人であるギャレット氏により、当所に送られて来た。主人がいなく、品行が悪いので、懲罰を受け、労働につかされている。なぜなら、彼は市によって、扶養されねばならないからである。
〈Vol. 3, 1579/1/19〉

この人物は浮浪民として送られて来ているが、他の史料からも判断して、市が彼を扶養せねばならないというのは、彼がロンドン出身者だからである。次の記事にはそのことが明記されている。

アリス・ストッダード ロンドン生まれであり、市は彼女に対し責任を負っている。彼女は労働につかされた。 〈Vol. 3, 1579/1/19〉

これは第三巻の最後の記事であるが、この前には浮浪民の記事が続いているので、この女性も浮浪民として連行されて来たもの

と思われる。

このように浮浪民の収容・矯正をロンドン出身者に限定し、地方から来た浮浪民には懲罰のみを施して、通行許可証を与えて出身地に追い返すという方策が取られるようになる。従って、連行されて来た浮浪民を出身地にこだわらずに収容して、その怠情を矯正するという初期の運営方針からは後退しているが、財政上の理由から為された選択であったと思われる。

- ① E. G. O'Donoghue, op. cit., Vol. 1, pp. 149, 156, 185.
- ② W. K. Jordan, op. cit., p. 194.
- ③ E. G. O'Donoghue, op. cit., Vol. 1, pp. 186-187.
- ④ An advise for the Erection of a house of Correction in Westminster, 1561, British Library, Lansdowne MS. 5, no. 30, fol. 105b. この助言書は経験に基づくものであり、ブライドウェアルの役人によって書かれたものと考えられる。
- ⑤ Vol. 1, fol. 54b.
- ⑥ 前掲のウエストミンスター矯正院設立助言書には、役人の年給が助言されている。巡察官は五ポンドとされている。 An Advise for the Erection of..... fol. 105a.
- ⑦ A. L. Beier, "Social Problems in Elizabethan London," pp. 217-218; A. L. Beier, *Masterless Men*, pp. 167-168.
- ⑧ E. G. O'Donoghue, op. cit., Vol. 1, pp. 190-192; A. L. Beier, *Masterless Men*, p. 167.

六 おわりに

一五七〇年代までの法廷記録に基づき、一六世紀後半のブライドウェルの活動を検証してみると、従来のブライドウェル像とは幾分異なった姿が見いだされるように思われる。

ブライドウェルは浮浪民対策の施設として設立されたものではあったが、本稿で引用された事例からも理解されるように、浮浪民や売春婦のみではなく、性道徳や労働倫理の「欠如する」者を一般的に矯正する役割を担った施設であり、ロンドンにおける道徳を監視して取り締まることが問題にされていた。法廷記録においては、そうした道徳の「欠如」が「怠惰な」、「淫らな」、「下品な」などという言葉によって表され、連れて来られた者たちを非難するための言葉としてしばしば用いられている。そしてこの施設は、その巡察官らによって犯罪容疑者や不審者を連行して来るのであるが、外部の者も誰かをそこに送り込むことができたのである。特に親方層が自分の徒弟・召使いを連れて来て、矯正を依頼するケースが多い。しかしそれは民衆レヴェルにおいても同様であり、近所の問題のある人物を密告したり、あるいは身内の者をブライドウェルに連れて行って、矯正を依頼するという動きがあった。つまり、道徳の取締りには民衆自身も加担している側面

があった。そしてブライドウェルが道徳上の矯正施設であるという認識が、当時のロンドンにおいて定着しており、怠惰であったり、性的不品行であると思なされるような人物は、常にブライドウェルに収容される可能性に晒されていたと言える。つまりブライドウェルは、理論的には、その収容者だけではなく、社会全体に労働倫理を確立して、住民を道徳化していく機能を有していたと考えられる。ブライドウェルは当時のロンドンの道徳を取締り、その「欠如する」者を矯正する世俗機関として捉えることができる。

では、「貧民の閉じ込め」の問題に対し、ブライドウェルは如何なる論点を提起するであろうか。拙稿でも指摘されたように、^①ブライドウェルに連行されたのは貧民だけではなく、富裕な者や地位の高い人物も含まれていた。しかしそうした者たちは通常、罰金刑で済まされるし、また連行されて来た者の大部分が貧民であったことは確かである。従ってブライドウェルは、貧民の監禁・矯正施設であったと言えることができる。だが彼らは貧民であるという理由で収容されたわけではなく、道徳の「欠如者」として対処され、矯正を受けたのである。閉じ込められた者たちは、様々な種類の道徳の「欠如者」だったのであり、それ故この施設にのみ基づいて考えるならば、「貧民の閉じ込め」とは「道徳欠如

者の閉じ込め」であったと言えよう。このように考えてくると、「非理性」の監禁というフォーコの議論にわれわれは再び近づくことになる。ゲレメクは、「貧民の閉じ込め」が近代社会の形成過程において有する意味を、それが労働倫理を社会に認知させていく点に見いだしている。^① 確かにブライドウェルは、理想的には、労働倫理、道徳を社会に認知させていく働きを有していたと言え

る。「閉じ込め」の意味をこのように解釈するならば、ブライドウェルはまさにそうした「閉じ込め」の端緒を示し、監禁の時代の到来を告げるものであった。

① 拙稿「二六世紀中葉のブライドウェル・ホスピタル」四四―四五頁。
② B. Geremek, op. cit., pp. 289-290. 邦訳、三二〇頁。